ID:　104
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	指定地域生活支援サービス事業者の指定
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第13条
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第13条の規定による。

（指定地域生活支援サービス事業者の指定）

第13条　市長は、規則で定めるところにより、費用給付事業に係る地域生活支援サービスを行う事業者を指定するものとする。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　105
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	費用の助成
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第15条第1項
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第15条の規定による。

（費用の助成）

第15条　市長は、利用者が第3条第3号の事業（以下「費用助成事業」という。）に係る地域生活支援サービスを利用したときは、当該地域生活支援サービスの利用に係る費用の全部又は一部を助成するものとする。

2　前項の規定により助成する費用の額は、費用助成事業に係る地域生活支援サービスに要する費用の額とし、1回につき10万円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　106
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	意思疎通支援者の登録
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例施行規則　第7条第2項
例規番号	平成18年規則第46号

【基準】

第7条の規定による。

(意思疎通支援者の登録)

第7条　意思疎通支援者としての登録を受けようとする者は、意思疎通支援者登録申請書(様式第3号)に、手話通訳者にあっては第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、要約筆記者にあっては第4号又は第5号に掲げる資格を証する書類を添付して福祉事務所長に提出しなければならない。

(1)　手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験の合格者

(2)　青森県手話通訳者登録試験の合格者

(3)　前2号に掲げる者と同等と認められる者

(4)　青森県要約筆記者登録試験の合格者

(5)　前号に掲げる者と同等と認められる者

2　福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査して登録の可否を決定し、意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3　福祉事務所長は、前項の規定により意思疎通支援者としての登録を決定したときは、意思疎通支援者登録台帳(様式第5号)に登録するものとする。

4　福祉事務所長は、意思疎通支援者が意思疎通支援者として不適当と認めるときは、当該意思疎通支援者の登録を取り消すことができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　107
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	意思疎通支援者証の再交付
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例施行規則　第8条第3項
例規番号	平成18年規則第46号

【基準】

第8条の規定による。

（意思疎通支援者証）

第8条　福祉事務所長は、意思疎通支援者に意思疎通支援者証（様式第6号）を交付するものとする。

2　意思疎通支援者は、意思疎通支援の業務を行うときは、常に意思疎通支援者証（様式第6号）を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証（様式第6号）を紛失し、又は毀損したときは、速やかに、意思疎通支援者証紛失等届出書兼再交付申請書（様式第7号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

4　意思疎通支援者は、登録を受けた事項に変更があるときは、速やかに、意思疎通支援者登録事項変更届出書（様式第8号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

5　意思疎通支援者は、意思疎通支援者の登録を取り消されたとき、又は登録を辞退するときは、意思疎通支援者証（様式第6号）を福祉事務所長に返還しなければならない。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　108
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	地域生活支援給付費受給者証の再交付
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例施行規則　第40条
例規番号	平成18年規則第46号

【基準】

第40条の規定による。

（地域生活支援給付費受給者証の再交付）

第40条　地域生活支援給付費受給者証（様式第30号）を紛失し、又は毀損した者は、速やかに、地域生活支援給付費受給者証再交付申請書（様式第35号）を福祉事務所長に提出し、地域生活支援給付費受給者証（様式第30号）の再交付を受けなければならない。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　77
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	措置費の減免
例規名 根拠条項	十和田市社会福祉措置費徴収条例　第2条ただし書
例規番号	平成17年条例第117号

【基準】

第2条の規定による。

（措置費の徴収）

第2条　市長は、児童福祉法第21条の6に規定する措置、身体障害者福祉法第18条に規定する措置、知的障害者福祉法第15条の4若しくは同法第16条第1項第2号に規定する措置又は老人福祉法第10条の4第1項若しくは同法第11条に規定する措置をとった場合は、当該措置に要する費用（以下「措置費」という。）を当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、措置費を減額し、又は免除することができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　93
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	受給者証等の交付
例規名 根拠条項	十和田市重度心身障害者医療費助成条例　第4条
例規番号	平成17年条例第133号

【基準】

第2条及び第4条の規定による。

(対象者)

第2条　この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、当市に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条又は同法第116条の2の規定により十和田市が行う国民健康保険の被保険者であるものその他規則で定める者を含む。)であって、65歳未満の者にあっては国民健康保険法による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員若しくはその被扶養者、65歳以上の者にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療の被保険者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもので当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)その他規則で定める者を除く。

(1)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあっては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。)

(2)　青森県愛護手帳(療育手帳)制度実施要綱(平成15年8月15日制定)による愛護手帳の交付を受け、かつ、青森県愛護手帳交付実施要領(平成9年3月3日制定)3に規定する「A」に該当する者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級に該当する者

(受給者証等)

第4条　市長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権者若しくは未成年後見人又は補助人、保佐人若しくは成年後見人その他の者で現に対象者を保護する者(以下「保護者」という。)に対し、規則の定めるところにより、助成額を受ける資格を証する受給者証等を交付する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年　月　日

ID:　94
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	医療費の助成
例規名 根拠条項	十和田市重度心身障害者医療費助成条例　第5条第1項
例規番号	平成17年条例第133号

【基準】

第3条及び第5条の規定による。

(支給の制限)

第3条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第9項の規定により、なおその効力を有するものとされた、改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。

(1)　その者の前年の所得(1月から9月までの間の受診分に関しては前々年の所得。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、旧法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。)第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2)　配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。

(3)　対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年(当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)に国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超えるとき。

(4)　対象者が65歳以上で、市町村民税世帯非課税者(その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(市町村の特例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)をいう。)に該当しないとき。

2　前項第1号又は第2号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、旧政令第6条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の規定により読み替えて適用される旧政令第6条の2の規定の例による。

(助成の額)

第5条　市長は、受給者証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定の方法により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関して負担すべき額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支

給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額に相当する額(以下「支給額」という。)を助成する。

(1)　対象者が国民健康保険法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(2)　対象者が社会保険各法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(3)　対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

2　前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税者以外の対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の適用を受けるとした場合に同号の規定により負担することとなる額から同法第84条及び第85条の規定により算定した高額療養費等に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を助成する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　96
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	受給者証等の更新
例規名 根拠条項	十和田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則　第3条第1項
例規番号	平成17年規則第111号

【基準】

第3条の規定による。

(受給者証の交付)

第3条　条例第4条に規定する受給者証等の交付又は更新を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給者証等(交付・更新)申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付して提出させるものとする。

(1)　国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくはその被扶養者であることを証する書類等

(2)　身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(3)　前年の所得(1月から9月までは前々年)が明らかになる書類

3　市長は、第1項の申請書を審査した結果、条例第3条の規定に該当しないことを確認したときは、条例第2条に定める対象者(以下「対象者」という。)又は条例第4条に定める保護者(以下「保護者」という。)に対し、重度心身障害者医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。ただし、当該対象者が高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受ける者であるときは、受給者証に代えて重度心身障害者医療費受給者決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。

4　市長は、第1項の申請書を審査した結果、条例第3条の規定に該当することを確認したときは、当該申請書を提出した対象者又は保護者に対し、重度心身障害者医療費受給者証等交付申請却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

5　受給者証又は決定通知書(以下「受給者証等」という。)を交付したときは、重度心身障害者医療費受給者証等交付台帳(様式第5号)を整備しておくものとする。

6　市長は、第1項の規定による受給者等の申請のうち、更新の手続について、第2項各号に掲げる書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、対象者又は保護者からの第1項の申請書の提出があったものとみなすことができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日

ID:　97
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	受給者証等の再交付
例規名 根拠条項	十和田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則　第5条
例規番号	平成17年規則第111号

【基準】

第5条の規定による。

(受給者証等の再交付)

第5条　対象者又は保護者は、受給者証等を亡失し、又は損傷したときは、重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　98
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	利用の決定
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第6条
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第4条及び第6条の規定による。

（対象者）

第4条　地域生活支援事業の対象となる者は、障害者又は障害児であって、当該障害者又は当該障害児の保護者が市内に住所を有するものとする。

2　前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあっては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、地域生活支援事業の対象とする。

3　第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業の対象としない。

（利用の決定）

第6条　市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、障害者又は障害児の障害の状況、程度等を勘案し、当該申請者が利用できる地域生活支援サービスの種類、量等を定め、利用の決定（以下「利用決定」という。）をするものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　99
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	利用決定の変更許可
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第7条第1項
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第7条の規定による。

(利用決定の変更)

第7条　利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用決定を受けた地域生活支援サービスの種類、量等その他申請した事項を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2　前条の規定は、利用決定の変更の申請に係る決定について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　102
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	負担金の減免
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第10条
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第10条及び十和田市地域生活支援事業に関する条例施行規則第19条の規定による。

（負担金の減免）

第10条　市長は、特に必要があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

（負担金の減免）

第19条　市長は、条例第10条の規定により、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)　疾病、事故等のため所得が著しく減少したとき。

(2)　震災、風水害、火災その他の災害により住宅又は家財について被害を受けたとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　103
担当部署:　健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	地域生活支援給付費の支給
例規名 根拠条項	十和田市地域生活支援事業に関する条例　第11条第1項
例規番号	平成18年条例第40号

【基準】

第11条の規定による。

（地域生活支援給付費の支給）

第11条　市長は、利用者が法第77条第1項第6号（日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与等に係る部分に限る。）及び第8号の事業並びに第3条第1号及び第2号の事業（以下「費用給付事業」という。）に係る地域生活支援サービスを利用したときは、当該地域生活支援サービスの利用に係る費用の一部を地域生活支援給付費として支給するものとする。

2　前項の地域生活支援給付費の額は、費用給付事業に係る地域生活支援サービスに要する費用として規則で定める基準により算定した額（その額が現に当該地域生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

3　利用者が同一の月に利用した地域生活支援サービスに要した費用の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における地域生活支援給付費の額を減じて得た額（以下「利用者負担額」という。）が、別表第2の左欄に掲げる利用者の区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表において「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における地域生活支援給付費の額は、当該利用者が同一の月に利用した地域生活支援サービスに係る同項の規定により算定された地域生活支援給付費の額に90分の100を乗じて得た額から同表の左欄に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じて得た額とする。

4　市長は、費用給付事業に係る地域生活支援サービスの利用者から、当該地域生活支援サービスを提供した指定事業者（第13条の規定により市長が指定した指定地域生活支援サービス事業者をいう。以下同じ。）に地域生活支援給付費の受領の権限を委任する旨の申出があったときは、当該利用者が当該指定事業者に支払うべき当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があったときは、利用者に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　月　日